

議題第 3 4 号

有形文化財「ほうじ にねんめいしんめん 寶治二年銘神面及てんぶん ごねんめいしんめん び天文五年銘神面」の県指定解除の告示について

1 対象

県指定文化財

名 称	<small>ほうじ にねんめいしんめん</small> 寶治二年銘神面及 <small>てんぶん ごねんめいしんめん</small> び天文五年銘神面
種 別	有形文化財（美術工芸品）
所在地	宮崎市大字生目 3 4 5 番地
所有者	宗教法人生目神社
指定年月日	平成 1 5 年 1 0 月 1 6 日

2 解除理由

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により、平成 30 年 10 月 31 日付け文部科学省告示第 208 号で重要文化財に指定されたため。

3 告示案

宮崎県教育委員会告示第〇号

宮崎県文化財保護条例（昭和 31 年宮崎県条例第 15 号）第 5 条第 3 項の規定により、次の表に掲げる県指定有形文化財の指定は平成 30 年 10 月 31 日に解除された。

平成 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

種 別	名 称	所在地	所有者
県指定有形文化財	寶治二年銘神面及 天文五年銘神面	宮崎市大字生目 345 番地	宗教法人生目神社

【根拠】

宮崎県文化財保護条例（昭和 31 年宮崎県条例第 15 号）

第 2 章 県指定有形文化財

（解除）

第5条 県指定有形文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 (略)

3 県指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があったときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

【参考】

国指定について

(1) 名称及び員数

木造神王面 一面

裏に宝治二年五月、土持通綱^{みちつな}の銘がある

附^{つけたり} 木造神王面 一面

裏に天文五年十月、生目八幡宮奉寄進大口面等の銘がある

(2) 所有者 宗教法人生目神社

(3) 所有者の住所 宮崎県宮崎市大字生目345

(4) 指定年月日 平成30年10月31日



木造神王面

裏に宝治二年五月、土持通綱の銘がある

(県指定時名称：寶治二年銘神面)



附 木造神王面

裏に天文五年十月、生目八幡宮奉寄進大口面等の銘がある

(県指定時名称：天文五年銘神面)

※附とは…重要文化財の価値を補完するものとして指定されること。重要文化財の価値を示すもの、またその根拠として指定されることで、重要文化財の一部となる。